

名古屋港管理組合公報

令和3年2月15日
(月曜日)
第38号

目次

○名古屋港港湾計画の変更の概要	1
○名古屋港審議会委員の任免	2
○職員の人事異動	2

公 告

名古屋港管理組合公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、名古屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和3年2月15日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

1 港湾計画の変更の概要

平成27年12月28日名古屋港管理組合公報第572号により、その概要を公告した名古屋港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 専用埠頭計画

以下のとおり計画する。

ドルフィン

地区名（ふ頭名）	水深（メートル）	バース数
内港地区（昭和ふ頭）	5.5	1

以下の施設を廃止する。

ア ドルフィン

地区名（ふ頭名）	水深（メートル）	バース数
内港地区（昭和ふ頭）	4.0	1

イ 岸壁

地区名（ふ頭名）	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）
内港地区（大江ふ頭）	1.8	1	40

(2) 港湾環境整備施設計画

以下のとおり計画する。

地区名（ふ頭名）	面積（ヘクタール）
南部地区（新宝ふ頭）	5.4

(3) 土地造成及び土地利用計画

以下のとおり計画する。

(土地利用計画)

(単位：ヘクタール)

地区名	用途	埠頭用地	港湾関連地	工業用地	交通機能地	危険物取扱施設用地	緑地	海面処分	合計
南部地区		(12) 12	(119) 119	(1675) 1675	(20) 47	(77) 77	(102) 102	(198) 198	(2203) 2230

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 港湾計画の縦覧の場所

名古屋市港区港町1番11号 名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当

審議会事項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

坪井史憲(1月13日)

名古屋港審議会臨時委員に、下記の者が委嘱された。

嘉村徹也(1月25日)

雑報

新	旧	氏名
依願退職 (1月31日)	退職派遣(名古屋港埠頭派遣)	拜郷良輔

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合